

公共工事の工期の延長その他やむを得ない事情による経過措置に関する Q&A

(令和8年4月1日作成)

復興庁 制度班

	Q	A
①	どのような措置なのか。	令和8年4月1日以後に、同日前に認定地方公共団体の指定を受けた事業者が、公共工事の工期の延長その他やむを得ない事情により、同日前に対象資産の取得等をして対象事業の用に供することができなかつた場合でも、同日から令和10年3月31日までの間に、その対象資産の取得等をして対象事業の用に供したときは、従前どおり、特例措置を適用できることとするもの。
②	復興特区税制全てについて適用されるのか。	所得税法等の一部を改正する法律(令和8年法律第12号。以下「税制改正法」という。)による改正前の東日本大震災復興特別区域法(平成23年法律第122号)第37条に基づく特例措置が適用対象となる。
③	どのような要件を満たせばよいのか。	以下の5つの要件を満たすことが必要である。 (1) 令和8年3月31日までに認定地方公共団体の指定を受けていること (2) 本来であれば令和8年3月31日までに対象資産を対象事業の用に供する予定であったこと (3) 公共工事の工期の延長その他やむを得ない事情により、対象資産を対象事業の用に供することができなかつたこと (4) 令和10年3月31日までに対象資産を対象事業の用に供すること (5) その他の復興特区税制の適用要件を満たしていること
④	7③(3)の「公共工事の工期の延長その他やむを得ない事情」とは具体的にどのような場合なのか。	例えば、以下のような場合が該当する。 ・ 移転元地において、当初想定していなかつた残置物撤去作業が生じたことによる工期の延長 ・ 産業団地において、隣接する道路工事の遅延による工期の延長 なお、人材費の高騰など、企業判断から設備投資を控えるようなケースは対象とならない。
⑤	令和8年4月1日以後は、廃止された復興特区税制の適用を、要件を満たすことにより、令和8年4月1日以後も受けられるということか。	7③の要件を満たしていれば、令和8年4月1日から令和10年3月31日までに対象事業の用に供した資産について廃止前の復興特区法第37条に基づく特例措置の適用を受けることができる。 この場合、特別償却割合や税額控除割合については、税制改正法による改正前の特別償却割合や税額控除割合が適用される。

⑥	適用を受けようとする場合、どのような手続きが必要なのか。	<p>以下の3つの手続きを経る必要がある。 (様式の記載例については、復興庁ウェブサイト※にて、ダウンロード可能。)</p> <p>※ https://www.reconstruction.go.jp/topics/cat-11/cat-45/202604011512159501/</p> <p>(1) 公共工事の工期の延長その他やむを得ない事情による、事業実施計画の変更を、認定地方公共団体に届け出る。その際、変更の内容が分かる書類として、7③(2)、(3)及び(4)の要件を満たしていることを示す書類をあわせて提出する。</p> <p>(2) 公共工事の工期の延長その他やむを得ない事情により、令和8年3月31日までに対象事業の用に供することができなかった資産を、令和10年3月31日までに対象事業の用に供した後、「特定復興産業集積区域において機械等を取得した場合の特別償却等に関する経過措置の適用対象資産であることの確認申請書」(別紙1)を作成し、復興庁に提出する。</p> <p>(3) 対象資産を対象事業の用に供した日を含む事業年度終了後、復興庁から交付された「特定復興産業集積区域において機械等を取得した場合の特別償却等に関する経過措置の適用対象資産であることの確認書」(別紙3)の写しを添付の上、実施状況報告書を認定地方公共団体に提出する。</p> <p>(4) 上記別紙3の書類を、確定申告書に添付し、税務署に提出する。</p>
⑦	7⑥(1)の事業実施計画の変更届出の際、具体的にどのような書類を提出すればよいか。	<p>7③(2)の「本来であれば令和8年3月31日までに対象資産を対象事業の用に供する予定であった」ことを示す書類としては、契約書、当初の事業計画・期日について合意されていることを証する書類等が挙げられる。</p> <p>また、7③(3)の「公共工事の工期の延長その他やむを得ない事情により、対象資産を対象事業の用に供することができなかったこと」及び(4)の「令和10年3月31日までに対象資産を対象事業の用に供すること」を示す書類としては、工期・期日を変更したことが分かる書類(契約変更書、変更後の事業計画等)や、やむを得ない事情により、設備投資が遅れた旨の内容を証する書類(理由書、変更理由の記載のあるもの、工期の延長の原因となった公共事業の概要がわかるもの)等が挙げられる。</p>
⑧	7⑥(1)の事業実施計画書の変更届出はいつまでに提出すればよいのか。	変更が生じてから遅滞なく(遅くとも令和8年3月31日を含む事業年度の実施状況報告提出時まで)提出する必要がある。
⑨	いつまでに対象事業の用に供する必要があるのか。対象事業の用に供するときまで、事業者の指定の有効期間が継続している必要があるのか。	<p>令和10年3月31日までに対象事業の用に供する必要がある。また、対象事業の用に供するときまで、事業者の指定の有効期間が継続している必要がある。</p> <p>このため、7⑥(1)の事業実施計画書の変更届出の際に、必要に応じて、指定の有効期間を変更していただきたい。</p>

⑩	7⑥(2)の復興庁への確認申請の際、具体的にどのような書類を提出すればよいか。	<p>申請の内容が分かる書類として、以下の事実を証する書類を添付する。</p> <p>(1) 令和8年3月31日までに指定を受けたこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定書の写し <p>(2) 令和8年3月31日までに対象資産を対象事業の用に供する予定であったが、指定事業者実施計画書を変更し、令和10年3月31日までのいずれかの日までに対象事業の用に供することとしたこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 変更後の指定事業者実施計画書の写し <p>(3) 事業開始の遅延と、公共工事の工期の延長その他やむを得ない事情に、因果関係があること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公共工事の工期の延長その他やむを得ない事情により設備投資が遅れた旨の内容を証する書類(理由書、変更理由の記載のあるもの、工期の延長の原因となった公共事業の概要がわかるもの等) <p>(4) 対象資産を対象事業の用に供したこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約書、納品書、当該資産の写真等
⑪	7⑥(2)の確認申請を受けた復興庁は、どのような確認を行うのか。	<p>確認申請書の提出を受けた復興庁では、確認申請書に記載された「令和8年3月31日までに対象事業の用に供することができなかった要因となった公共事業の実施主体」(以下単に「実施主体」という。)に対して、「特定復興産業集積区域において機械等を取得した場合の特別償却等に関する経過措置に係る確認について」(別紙2)を発出する。</p> <p>復興庁は、実施主体の回答を踏まえ、確認申請書の記載内容について確認を行い、事実確認ができた場合にあっては、7⑥(3)の「特定復興産業集積区域において機械等を取得した場合の特別償却等に関する経過措置の適用対象資産であることの確認書」を作成の上、事業者に交付することとし、事実確認ができなかった場合にあっては、その旨を事業者に連絡することとする。</p> <p>事業者が当該確認申請書を取り下げる場合は、「申請取下げ書」(別紙4)を作成し復興庁に提出することとし、申請取下げ書が提出されない場合は、復興庁において「特定復興産業集積区域において機械等を取得した場合の特別償却等に関する経過措置の適用対象資産であることの確認申請書において申請された内容の事実関係が確認できない旨の通知書」(別紙5)を作成し、交付する。</p>
⑫	公共工事の工期の遅れその他やむを得ない事情により令和8年3月31日を含む事業年度において、設備投資を行わなかった場合についても、事業終了後の実施状況報告書の提出が必要なのか。	<p>指定事業者は、令和8年3月31日を含む事業年度において、設備投資を行わなかった場合であっても、事業年度終了後1か月以内に認定地方公共団体に事業実施報告書を提出しなければならない。</p>

⑬	確定申告において、どの書類の添付が必要なのか。	<p>指定事業者は、確定申告の際、7⑥(3)の「特定復興産業集積区域において機械等を取得した場合の特別償却等に関する経過措置の適用対象資産であることの確認書」(別紙3)を添付する必要がある。その他の書類の添付は不要であるが、対象事業の用に供した事業年度における認定書及び事業実施報告書の写しについては、税制の適用の前提となる書類であり、税務調査の際に必要となる場合があることから保存しておく必要がある。</p> <p>なお、確定申告の具体的な手続きについては、税務署に問い合わせ願いたい。</p>
---	-------------------------	--